

消費者契約法の運用状況に関する検討会
第7回議事録

消費者庁消費者制度課

議事次第

日時：平成26年9月8日（月）

10:00～12:05

場所：消費者庁6階会議室

1. 開会

2. 議事

- ・ 前回までの議論を踏まえた検討
- ・ 関連事例の整理
- ・ 取りまとめの方向性

3. 閉会

○座長 定刻となりましたので、これより第7回「消費者契約法の運用状況に関する検討会」を開催いたします。

まず、傍聴の方々も含めて、皆様への御案内となりますが、運営要領に従い、撮影や中継についてはここまでということにいたします。

それでは、事務局の方から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○消費者制度課長 おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

本日の配付資料ですが、議事次第、座席表、委員等名簿、事務局作成の資料1～7、委員提出資料1～4となっております。

まず、事務局作成の資料1ですが、以前より配付しておりました民法改正の議論状況をまとめたものです。

資料2は、前回、山本健司委員より御報告頂いた事例に関しまして、論点項目ごとの振り分けを行ったものです。

資料3は、これまでに委員の皆様から御報告頂いた裁判例と事務局において収集しました裁判例について、論点項目で振り分けたもの、資料4は、その裁判例の概要となっております。

資料5は、不当条項に関しまして、相談事例や適格消費者団体による差止事例を幾つか御紹介したものです。

資料6は、内閣総理大臣から消費者委員会への諮問書です。

資料7は、本検討会の報告書骨子（案）でございます。

また、委員からも資料を御提出頂いております。委員提出資料1は藤猪委員から、委員提出資料2は沢田委員から、委員提出資料3は宮下委員から、委員提出資料4は山本健司委員から、それぞれ御提出頂いた資料です。

配付資料は以上でございます。事務局からは以上です。

○座長 ありがとうございます。

さて、本日の議題の進め方ですが、まず、藤猪委員より、前回の御報告の補足ということで資料が提出されておりますので、こちらについて御説明頂いた上で、質疑応答や意見交換をしたいと思います。

続いて、事務局の方から、事務局提出資料のうち資料1から資料5までを順次説明し、これについて、適宜、委員の皆様のお意見等を伺えればと思います。

次に、消費者契約法の見直しの向けた今後の動向との関係で、平成26年8月5日に内閣総理大臣から消費者委員会に対して諮問が行われておりますので、こちらについて事務局から御説明をお願いします。

最後に、今後の検討の進め方について、事務局から資料7が、沢田委員から委員提出資料2が提出されております。また、宮下委員より取りまとめに向けた議論のたたき台として、委員提出資料3が提出されております。さらに山本健司委員からも委員提出資料4が提出されております。これらについて順次御

説明頂いた後、委員の皆様との意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず、藤猪委員より委員提出資料1に基づき、前回の御報告の補足をお願いいたします。

○藤猪委員 前回検討会で「企業実務から見た考察」を御報告した際に、委員の皆様からさまざまな御意見を頂きましたので、本日は、前回十分コメントできなかった点について、委員提出資料1に基づいて補足をさせていただきます。

「消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点整理等を行う」という趣旨のもと、本検討会では、消費者契約法に関連するさまざまな裁判事例や相談事例が報告されてきました。しかしながら、これまでの事例や議論においては消費者契約法を改正しなければ解決することができない事実は見出しがたく、また、本検討会における論点整理も、消費者契約法に関連する事実について論点の整理をしたにすぎないと考えております。消費者契約法は消費者契約全般について広く規律しており、その改正は消費者と事業者との関係や事業者の経済活動に及ぼす影響が大きいので、改正の必要性については十分な検証をした上で、現行の実務を踏まえて、慎重な検討がされるべきであると考えます。

消費者契約法の一般法に当たる民法の改正の検討が進められており、その中には、消費者契約の規律に影響を及ぼし得る事項が含まれておりますので、改正民法が施行された場合には、消費者契約の必要性を根拠付ける社会的、経済的な事実が変化する可能性があると考えております。それらの事実の変化を踏まえずに消費者契約法を改正することは拙速に過ぎ、かえって社会の混乱を招くことにもなりかねないため、消費者契約法の改正については、改正民法の施行に伴う社会状況等の変化を十分に踏まえて検討すべきであると考えています。

前回検討会で座長より発言があったとおり、「消費者契約法は、消費者と事業者の間で締結される消費者契約について適用される」、消費者・事業者双方にかかわる法律です。消費者契約法の見直しの議論を行う際には、消費者のみならず事業者や企業実務に詳しい法律の専門家なども参加させ、事業者実務の実態を十分踏まえ、公益・消費者・事業者それぞれの意見をバランス良く聴取した上で、慎重に検討して頂きたいと思います。

以上を指摘させて頂いた上で、前回検討会の「企業実務からみた考察」に基づく報告に関して、委員から頂いた御意見に対するコメントを補足させていただきます。

まず、「情報提供義務の在り方」についてです。

消費者契約法の締結に「通常影響を与える」情報といっても、その具体的範囲は不明確である上、行政等が必要と認めている情報を超える可能性があります、

予見可能性を欠くことには変わりありません。また、消費者とのトラブルは、実際には、個別性の高い情報に関するものが多いため、事業者は消費者とのトラブルを未然に防ぐために、情報を幅広く提供するなどの保守的な対応をとらざるを得ないものです。

消費者契約の現場では、往々にして消費者、事業者のみに着目されがちですが、事業者は取引先や外注先との関係にも留意する必要があります。例えば、小売店が商品売る際には、「情報提供が不十分だった」と言って後から取り消されるリスクに備えて、小売店は、事前に、必要以上にメーカーに提供すべき情報の範囲や内容を確認することが想定されます。事業者の側で情報提供の基準をマニュアル化すれば良いとの御意見もあるかもしれませんが、「マニュアルに沿えば十分で、取り消されることはない」というセーフハーバールールもない中で、合理的なマニュアルを作成することは非常に困難であると考えます。

情報提供の義務化という論点について、被害を発生させている一部の事業者に対しての抑止効果は確かに重要な視点の一つではあると思います。しかし、他方で、損害賠償義務や契約の取消しという効果は強力ですから、被害を発生させていない大多数の事業者の経済活動に与える影響の大きさも非常に重要な視点であると考えます。利益バランスとコストに留意することが不可欠である旨は、平成11年1月付の国民生活審議会消費者政策部会の「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」に、「立法に当たっては消費者、事業者の利益の適切なバランスを図るとともに、運用上の混乱を招いて不必要なコストの上昇をもたらすことがないように留意することは、消費者利益を確保する上でも重要な視点」である旨が示されております。健全な市場の形成に向けては、消費者自ら進んで質問するなどして情報収集に努め、適切な情報を提供できる事業者を選択することも重要であると考えます。

続きまして、「『重要事項要件』の在り方」についてです。

仮に動機を「重要事項」に含める場合には、真に意思決定に影響を与えたものに限定しなければ、事業者と消費者とのやり取りで何らかの言い間違いがある限り、事業者の不実告知に基づいて消費者の動機が形成されたとして、おおよそ全ての消費者契約の取消しを主張されることになりかねません。消費者の動機はさまざまですし、「真に消費者の意思決定に影響を与えるもの」が何かを契約締結時に事業者が把握することは難しいものです。一部の事案のみに着目して、大多数の一般の取引が不安定にならないよう、不実告知型であっても、動機を「重要事項」に含めることについては、慎重に検討を進めるべきと考えます。

「勧誘要件の在り方」にまいます。

広告の種類も広告に含まれる情報も多岐にわたるという実態を把握した上で、「契約の締結に通常影響を与える情報が含まれる広告」が何かを事前に明確に特定しなければ、予見可能性を欠き、健全な事業者の経済活動を阻害しかねないと考えます。

「不利益事実の不告知」についてです。

消費者が契約を締結するまでに情報を得る手段は、販売員による説明・商品パッケージ・口コミ・広告宣伝など多様ですから、広告だけを見て締結したのかを含め、消費者が何を見聞きして消費者契約を締結したか、事業者側では立証できない場合も多いものです。事業者が最も危惧しているのは、消費者とのトラブルが発生することそれ自体ですから、消費者に後から「広告だけ見て消費者契約を締結した」と言われてトラブルになることを予防する目的で、事業者は、広告に幅広く不利益事実を書くことが想定され得ると考えます。

最後に、「消費者に自己責任を求めることが適切ではない場合の明確化」に関しては、平成11年11月30日付の消費者契約法検討委員会の「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」に、消費者契約法は「消費者に自己責任を求めることが適切ではない場合のうち、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができる場合を新たに定めようとするもの」である旨が示されておりまして、前回検討会では同じ内容を指摘させて頂いたものです。以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの藤猪委員からの御説明があった点につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら、お出してください。よろしく願いいたします。

沖野委員、どうぞ。

○沖野委員 前回の御報告につきまして、詳細に補足をしてくださいまして、ありがとうございます。御趣旨がいつそう明確になったと思います。その上で、質問をさせて頂きたいところがあります。

1頁目の3段落目に民法との関係が説明されておりまして、今回の債権関係の改正によって消費者契約法の規律対象となるような関係に大きな変化が生じる可能性があるのでは、それを見極めるべきだとされているところです。一般論として、このような捉え方で良いかという点については、私は異論を持っておりませんが、その点はおきまして、具体的な事項として、例えば、この点については規律が設けられるということになり、そうすると大きく変わる可能性があるのでは、というふうに念頭に置かれていることがありましたら、御指摘

頂きたいと思います。と申しますのは、今回、事務局の資料1として配付されておりますように、かなりのところがグレーの網がけとなっております。今回の民法改正においては手当をされないということです。例えば、暴利行為ですか、契約締結過程における情報提供義務ですか、あるいは契約の交渉段階における誠実な交渉等々ですね。約款につきましては現在留保ですので、どのような内容が要綱仮案として出てくるのかはわかりませんが、不当条項規制なども、内容に着目した規制ではなくて、組入れと一体化するようなことが暫定的な案として出されたこともあるということだと、民法のどこが変わるのかという気がするものですから、今回とりわけ重視されている消費者契約法の改正課題にかかわるようなものとして、これが変わるから、その推移を見るべきだといわれる個別項目について、特に注意されているものがあれば教えて頂きたい、そうでなければ、一般論、抽象的な議論として、こういう考え方だと受け止めたいということです。

もう一つは、例えば、情報提供義務などですけれども、2頁につきまして、業法や条例等を踏まえて、行政等が必要と認めている情報を提供しているのであれば、企業活動にそう大きな影響はないのではないかとということに対して、必要と認めている情報を超える可能性があるという御指摘なのですが、この「行政等が必要と認めている情報」に関してです。「等」と書かれていますので、現在も、民法に具体的な規律はなくとも、信義則に照らして情報提供が必要とされるとか、あるいは要素の錯誤は一般条項的に働いている面があり、その中で結局その錯誤無効の主張を排除するためには情報提供をしておかないと無効を主張されるということが民法一般の話として既にありますので、そうだとすると、まさに誠実な事業者としてはそういうことを踏まえて、業法や条例になくとも民法上は必要だと、私法上は必要だということで情報提供に努めておられると私は理解していたのですが、この「等」には、そういうものはもちろん含まれているという理解でよろしいでしょうか。以上です。

○座長 藤猪委員、いかがでしょうか。

○藤猪委員 御質問ありがとうございます。まず、1点目の民法改正との関係について、約款が留保中であり、不実表示は要綱仮案には入っていると思いますが、民法改正は今まさに検討の真っ最中ですから、現時点では個別項目について特に注意しているものがあるというよりは、一般的・抽象的な指摘であるということに捉えて頂ければと思います。

2点目についてですけれども、もう一度質問の趣旨を確認させて頂きたいのですが、既に民法の規律に基づいて事業者としては情報提供をしているのではないかと、という御質問で合っていますか。

○沖野委員 この資料に書かれておりますのが、業法、条例、行政が必要と認めて

いる情報となっていますが、それは業法や条例さえ守っていれば良いということではなさっているのではなくて、民法上、信義則上、要求される情報の提供の義務が現行法でも既に認められているわけで、それを具体化する必要がないか、あるいは消費者契約の場合に、より、さらに考慮事情なども明らかにすることが有用ではないかという議論につながっていると思います。その民法上の、私法上の話として、行政上の業法や条例になくとも当然要求される情報提供というのがあるというのが、現行法の建て付けは既にそうだと理解しておりまして、もちろんそれが「等」には入っていると理解してよろしいのかということです。

○藤猪委員 御説明ありがとうございます。業法、条例、あるいは業界団体の自主ルールなどでは情報提供の範囲は一定程度明確になっております。しかし、仮に消費者契約法で情報提供が義務化された場合には、どこまでの情報を提供すれば良いという明確な範囲の規定がない以上、消費者とのトラブルが増えるということを危惧して事業者は幅広に情報を提供せざるを得ない懸念については、本日の資料でも御報告の通りです。

○座長 今の論点につきましては、よろしいでしょうか。

山本敬三委員、よろしく申し上げます。

○山本（敬）委員 民法改正の要綱仮案は本日ホームページ上で発表される予定と伺っていますが、8月末に法制審の部会で示されている案では、先ほど藤猪委員がおっしゃったのは文言上は違っておりまして、明確に、不実表示に当たるものが行われたときに錯誤取消しを認めるというような規定にはなっておりません。従来でいう動機錯誤に関するルールとして、動機に当たるものが法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに錯誤取消しを認めるとされています。そのほか、現在の要素の錯誤に当たる要件を書き下すような形で残していますけれども、そのような形で規定されるということですので、不実表示が民法の中に明確に規定されているというような形にはなっていないということが、先ほどの沖野委員の御質問の背後にあるように思いました。

○座長 沖野委員、よろしく申し上げます。

○沖野委員 この点で時間ばかりとってはいけないのですが、藤猪委員の御回答を十分理解したかどうかはわからないのですが、現在すでに課されている情報提供義務、なすべき情報提供については、さまざまな明確化の努力を、業法・条例だけではなくて、自主的なルールも含めてやっておられるということですが、当然、私法上、現行法の規律のもとでも情報提供しなければいけない場面があるということは了解となって、あるいは前提となって、そのような活動をされていると理解いたしました。

○座長 では、他の問題で、山本健司委員、よろしく申し上げます。

○山本（健）委員 詳細に御報告頂きまして、ありがとうございました。3点、意

見でございます。

消費者問題の相談事例の件数は、前回、当職からも御報告させて頂きましたとおり、高止まりしております。本法制定後も減っておりません。相談現場などからは、使えない法律だ、被害事案を現在の消費者契約法では救済できない、といった意見が根強くございます。使えないと言われている問題点を解消し、使える消費者契約法への法改正を行うことが必要かつ急務ではないかと思えます。それが1点目です。

次に、法務省の民法改正論議では、経済界などから消費者契約に関する法改正は消費者契約法改正で行われるべきと言った意見等があったために、民法に消費者契約の特則が最終的に入らなかったという経緯であったかと思えます。また、格差契約の規律や暴利行為等についても最終的には民法外の法律に委ねられたという経緯であったかと思えます。したがって、民法改正で落ちた論点を消費者契約法改正で実現しなければならない状況ではないかと思えます。民法改正論議との関係で、現時点で消費者契約法の改正が不要ということにはならないと思えます。むしろ必要なのではないかと考えます。

一つ例を挙げますと、消費貸借契約の目的物交付前解除権が行使された場合の損害賠償責任などは、「債権法改正の基本方針」のときから原則規定と消費者契約に関する例外規定がワンセットで議論されていたかと思えます。ところが、例外規定については、消費者という概念が入るということで民法に入らず、原則規定だけが民法の要綱仮案にも残っている状況であることを踏まえた場合には、その例外規定について消費者契約法改正で規定しないといけないのではないかという議論が、現時点で必要かと思えます。これが2点目でございます。

3点目は、立法事実の存否という点ですけれども、現に問題事例、被害事例が存在しておりますので、そのような事実を真正面から受け止めた上で、法改正の要否・内容について検討されるべきではないかと思えます。各論についての意見は、前回述べさせて頂きましたとおりですので、重複は差し控えさせて頂きますけれども、情報提供義務の法的義務化、重要事項に契約動機を含める点、勧誘要件の見直し、不利益事実の不告知に関する故意要件の削除といった諸点は、いずれも法改正が必要な点と考えます。以上です。

○座長 ありがとうございます。ただいまの御意見は意見ということでの御発言ですけれども、藤猪委員の方から何かありましたら、よろしいですか。

それでは、他にありませんでしょうか。

増田委員、よろしくお願ひします。

○増田委員 現状のままでは解決ができないということはないのではないかと御意見があったかと思えますけれども、裁判をすることによって消費者契約法が明確に解釈されて解決できているケースのことをおっしゃっているのかなと思

うのですが、消費生活センターの現場では、今のままで解決できないということは数多くあるため、裁判上の解釈をもっと明確化して頂くことで、現場で、消費生活センターレベルで、解決できるようなことを目指したいというのが切なる希望でございます。そこをきちんと理解して頂きたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。これに関しては藤猪委員、何かございますか。よろしいですか。

それでは、他に御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、藤猪委員、ありがとうございます。

続きまして、事務局作成資料に基づき、議論に移りたいと思います。まず、事務局より資料1についての御説明をお願いいたします。

○須藤課長補佐 資料1について御説明いたします。資料1は、従前の検討会でも配付していたものではありますけれども、民法（債権関係）改正の議論の状況をまとめたものになります。先ほど、山本敬三委員の方からも御発言がありましたが、8月26日の法制審議会民法（債権関係）部会において、約款に関する規律については保留とした上で、その他の点については要綱仮案が取りまとめられました。この表の中の一番右の欄が、その要綱仮案の案文の段階のものですけれども、これに対応したものになっています。

表の中での従前からの変更点としましては、3頁の最後の点です。先ほど山本敬三委員の方からも御指摘がありましたけれども、動機の錯誤のうち、相手方の行為によって錯誤が惹起された場合、すなわち不実表示について、これを明示するという論点については、取り上げられないということになりました。なお、民法改正の動向に関しましては、次回の検討会におきまして、沖野委員の方から御報告を頂くということになっております。資料1についての御説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。資料1について御質問や御意見がありましたら、お出してください。よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料2～資料4について説明をお願いいたします。

○須藤課長補佐 資料2～資料4につきまして御説明申し上げます。

まず、資料2ですけれども、前回検討会における山本健司委員の御報告資料の添付資料②に、弁護士会におけるアンケートの結果として収集された事例を掲載して頂いていたのですけれども、この事例を論点項目ごとにまとめたものです。ただ、資料の記載だけでは事案が不明瞭であったものとか、論点との関連性が必ずしも濃くはないと考えられるものについて、一部掲載していないものもございます。もし、この事例は掲載すべき等々の御意見がございましたら、お知らせ頂ければと思います。

なお、山本健司委員の方から御紹介頂いた事例としては、前回検討会の委員

提出資料1-1の本文に、国民生活センターの発表事例、その他事例を掲載して頂いたものもありました。そちらの方は、整理が未了になっておりますけれども、こちらは最終的な報告書の方には盛り込む予定でおります。

続きまして、資料3ですけれども、こちらは前回までに委員の方々の御報告において御紹介頂いた裁判例及び事務局において収集した裁判例をそれぞれ論点項目に振り分けたものとなっております。

資料4が、資料3の各番号に対する裁判例の概要となっております。第5回検討会において、事務局収集の裁判例を配付いたしましたけれども、その際には、平成22年以降の裁判例のみを掲載していたのですが、今回のものには、平成21年以前のもので事務局が収集したものも掲載しております。ただ、こちらについても、論点との関連性が薄いと考えられるものであるとか、単純に現行法を適用しただけのもの、事実認定が主な問題となっているもの、既に最高裁の判断が示されている点と同様の論点を扱ったもの、あるいは他の特別法により既に法的解決が図られているとも考えられるもの等について、掲載していないものもございます。また、論点項目ですけれども、収集された事例に応じて適宜修正をしております、前回からの修正点には下線を引いております。

資料の御説明は以上です。

○**座長** ありがとうございます。資料2～資料4について御質問や御意見がありましたら御発言ください。よろしく申し上げます。

○**山本（健）委員** 詳細な作業をして頂きまして、ありがとうございます。私の方から、資料2について、委員提出資料4の「第1」部分で意見を述べさせて頂いております。具体的には、前回の報告書の添付資料②以外の事案について記載をお願いしますといった内容です。ただいまその点について追って作業をして頂けるということを聞かせて頂きましたので、この点については御回答を頂戴したと理解させて頂いております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、記載事例に関する取捨選択という判断は当然あり得ることかと思いません。取捨選択に関する意見がございます場合には、その時点で意見を申し上げさせて頂きたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

一論点項目についても、事務局の方で適宜分類して頂くということになるかと思いません。それ自体に異論はないのですが、現在頂いている論点項目については、既存の論点の割り振りに入らないものや、一緒には論じられないものがあるのではないかという気が致します。例えば、継続的契約関係に関する中途解約権という項目は、今回の改正で検討されるべき重要な論点の一つと思われますけれども、現在の論点項目には明示的には存在しないことから、大きな「その他」にこれを付加して頂く必要があると思えます。

さらに、「不当勧誘」の「その他」の「その他」のところは、かなりいろい

ろなものが入ることになるかと思うのですけれども、これは小見出し等でわかりやすく分類して頂けるとありがたいと思います。以上でございます。

○座長 他に何かございますでしょうか。

宮下委員、よろしくお願ひします。

○宮下委員 1点だけちょっと確認ですけれども、先ほど特別法で解決をされている部分については除外したということでしたが、具体的に教えて頂けるとありがたいです。

○須藤課長補佐 例えば、商品先物取引法等で説明義務の違反に基づく損害賠償が規定されているものもございまして、その施行前に商品先物取引に関して説明義務違反で損害賠償を請求した事例もあつたのですけれども、そういったものは、ある程度、特別法でカバーされる部分があるのではないかと思います、例えば、そういう点について除外したものがございます。

○座長 よろしいでしょうか。

○宮下委員 わかりました。ありがとうございます。

○座長 他にございますか。

沖野委員、よろしくお願ひします。

○沖野委員 内容ではなくて、この資料がどういう形になるのかなのですが、今この裁判事例の掲載に当たつての考え方で、こういうものは除外したというご説明にあつた点、それから、特別法であるという点についても宮下委員の御質問でよりいっそう明らかになつたと思うのですが、こういうものは除外したというようなことがやはり明確に書かれていた方がよろしいと思うのですけれども、そういう記述を加えて頂くことは可能か検討して頂けないでしょうか。

○須藤課長補佐 報告書の段階で、そのようなところも言及するべきかどうか検討させていただきます。

○座長 他に何かございますか。

○沖野委員 念のためということなのですけれども、あるいは宮下委員の御質問がそういう趣旨なのかと思うのですが、消費者契約法の検討課題を洗い出すに当たつては、一方で特別法との関係、例えば、特商法等との関係も考える必要があります、特商法等で認められたようなものが、本当はむしろ消費者契約に関する規律として一般化されていくべきではないかというような問題関心もありますので、裁判例の収集として単純に特商法を適用しただけというようなものは、例えば、落とすとかいうことは考えられると思うのですけれども、特別法で手当てされているから消費者契約法では何の規律の必要もないという視点を出すものではないということは確認して頂ければと思います。

○須藤課長補佐 委員の皆様のお紹介頂いた事例の中には、特商法の適用をされたものがもしかしたらあつたかもしれないのですけれども、事務局が収集したもの

に関しましては、「消費者契約法」というキーワードで検索しているものですので、特商法をそのまま適用したものは見当たってはいないのですけれども、今、沖野委員がおっしゃったような視点については我々も共有しているものですので、その点は特に異存はございません。

○座長 他に何かございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料5について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 資料5について御説明いたします。この資料は、事務局の作成の資料でして、不当条項に関する相談事例と適格消費者団体による契約条項の差止請求事例を掲載したものです。

相談事例は、PIO-NETに寄せられた相談事例に関する情報のうち、相談内容に「不当条項」という文字列が含まれている事例から、消費者契約法第10条、同法第9条第1項、同条第2項の解釈・運用に関連すると思われる主なものを抜粋しております。どのようなものを除外したかについては脚注2に記載しております。まず事例としては、平成26年7月23日までのPIO-NET登録分で、PIO-NETに登録されておりましたが「事業として又は事業のため」の契約として消費者契約法の適用がないと考えられるもの、消費者契約法の適用によって単純に解決され得るものなどは除外しております。また、同じ内容の相談が多数寄せられている場合については、典型的なものを掲載しております。

適格消費者団体による差止請求の事例については、平成26年3月に消費者庁で差止請求事例集を公表しております。この差止請求事例集に掲載されている条項のうちから、消費者契約法第10条の解釈・運用に関連すると考えられるものを抜粋しております。こちらの方についても、消費者契約法の適用で解決され得ると考えられるものについては除外されております。また、同趣旨の条項が複数掲載されている場合には、典型的なものを掲載しております。事例と条項については全部で60くらいありますが、全部御紹介するわけにはまいりませんので、特に事務局として悩みがあったものについて御紹介させて頂きたいと思っております。

まず、2頁をご覧頂けますでしょうか。下から2つ目の5番の事例になります。論点項目としては「事業者が正当な理由なく自己の債務を履行しないことを許容する規定」という形で、相談内容としては、「2日前、見知らぬ車が、私の契約したスペースに駐車しており、管理会社である不動産業者に苦情を言った。だが、不動産業者からは自分で警察に連絡するよう言われ、何の対処もしてくれなかった。契約書を見ると、特約に、無断駐車等が発生した場合、一切その責任は負わないとの記載はあるものの、納得できない。消費者契約法に

基づき不当条項であるとの主張ができないか。」という相談でした。

大変悩ましいなと思ったのは、賃貸人としては物を貸せる状況に置くことが当然義務の内容になっており、それについては責任を負わないという形になっているので、債務の履行をしないことを許容していると思うのですけれども、ただ、この場合に賃貸人の方で無断駐車を防ぐことができるのかどうかといえ、実際には無断駐車を防ぐことはできないのではないかと。また、無断駐車を発生した場合にどういうことができるかと言いましたら、できるのは、警察に連絡するとか、その程度でして、それは賃借人の方でも同じようなこととなります。そうすると、こういう場合に、こういう避けようがないような、第三者が不法行為をしたような場合についてのリスクをどちらが負うのかという点については、なかなか悩ましい問題があるのではないかと考えました。

4頁の14番をご覧ください。これは、差止請求事例集に掲載されている事例でして、「ご契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません。」という規定になっています。これは、携帯電話端末販売契約に関する条項でした。実際のところ、携帯電話の販売ではキャンセルが全く受け付けられていないというわけではなくて、不具合のある機種については、一定程度の返品や交換とかがなされているという実情があるかと思えますけれども、このような前提がある場合に、この条項がそもそも法定の解除権・取消権、そういうことまで制限する趣旨の条項なのか、それとも契約した以上、契約したことは守って頂く必要があるという契約の拘束力を注意的に書いているだけの条項なのかということが問題になるかと思えます。そして、事業者の方が契約の拘束力を一般的に注意書きしただけという認識であったとしても、それを見た消費者の方でどのように理解するのかということがまた重要になるように思いました。

そして、仮に事業者の方が条項を作成する際に法定の解除権・取消権を制限する意図ではなくて、念のために契約の拘束力を書くというときには、どうすれば良いのかというところが大変悩ましい問題ではないのかと思いました。想定され得る取消権、解除権を全て列挙することができるのであれば、全て列挙すべきという話になるかと思えますが、もし仮に全て列挙できないときには、いわゆるサルベージ条項的に「法律で定める場合を除くほか、返品は受け付けません」と書けば良いのかという問題もあります。しかし、そうすると、契約条項としての不明確性が出てしまうので、これについて、どういうふうに解決すれば良いのかというところが大変悩ましいと思いました。

5頁をご覧くださいませでしょうか。5頁の16番、これも「消費者の解除権・取消権を制限する規定」に整理しております。インターネットの通販契約におきまして、「商品到着後30日以内に、オンラインの返品受付センターから返品ま

たは交換手続きをお済ませください。期間が過ぎると手続きができなくなりますので、期間内にお済ませください。」という条項になっております。

これも先ほどの問題と関連するかと思うのですが、この条項自体が法定の解約権・取消権を制限する意図なのか、それとも、そういう意図ではなくて、任意の返品権を30日に限って認めたものなのかという条項の趣旨というのが本来は問題になるのではないかなと思いました。そういう条項の趣旨を離れると、是非がなかなか判断しにくいのではないかなと思いました。

次に、6頁の一番上の20番の事例になります。これは「事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定」と整理しております。相談内容としては、「賃貸住宅の保証会社の契約の中に契約1カ月以内に電話を持たない場合には契約解除する」という条項がある。電話を持つことが連絡手段と考えているようだが、手紙や来訪の方が間違いのない連絡手段ではないか。電話はでなければ連絡が取れないわけではない。」という御相談になります。

賃貸借契約を解除する場合には、一般的には信頼関係破壊の法理という問題がありますので、電話を持たないだけで直ちに信頼関係が壊れたとは言えないのではないかなというふうに思います。そうすると、これだけで解約できるというのは確におかしいように思える部分もあります。ただ、電話を持たない人に部屋を貸さないということをするのが賃貸人として許されるかどうかと言えば、それは当然、契約締結の自由の原則から、電話を持たない人に対して貸さないということは許されるのではないかなと思えます。では、電話を持たない人には貸さないという条件を緩めて、1カ月以内に電話を持つ人には貸しませんが条件を緩めたような場合、こういうような趣旨でこの条件が設けられているときにはどう考えるべきなのかというところが問題になるかなと思いました。やはり一度貸した以上、信頼関係の破壊の法理の適用があると考えて、1カ月以内に持たなくても、それだけでは信頼関係は崩れていないと理解する余地があるのかどうか。そういった点が大変悩ましい事例かなと思いました。

その次の事例の21番、「妊娠したら8ヶ月目までに退去することが条件の賃貸マンションに入居しているが、本当に退去する義務はあるか。単身者専用の賃貸マンションに貸主の了解を得て夫婦で済んでいるが、契約書面に『妊娠した場合には8ヶ月目までに無条件で退去すること』という項目がある。これは不当条項ではないか。」という相談になっています。

妊娠した人に出ていけというのは一見すると過酷な条項ではないかと思われる。ただ、単身者専用マンションの場合については、他の賃貸人との公平という問題もありますし、やはり子供がいると泣き声などでいろいろ周りに迷惑をかけるということもあるように思われます。そうすると他の賃借人との関係

で、他の賃借人に対しては単身者専用ということで貸しているのです、そういう意味で契約解除というところも実際にはあり得るかなと思います。ただ、そうすると実際に8カ月目までに妊娠している人に急に契約解除だと言って、その転居先がないような人についても、契約解除が許されるかどうかというのは大変悩ましいように思われます。もちろん実際の事例の場合は、消費者契約法10条の信義則の適用で、個別具体的な事情で判断できますので、柔軟性はあるように思いますけれども、例えば、これが個別具体的な判断を離れて適格消費者団体による差止請求の事例になった場合、条項が一般的に有効になるか、無効になるかという判断をする場合、その判断方法が変わってくるのかどうかというところは悩ましいと思いました。

この問題は、この事例には掲載されていませんけれども、いわゆる専属的合意管轄でも似たような問題があるように思っています。専属的合意管轄が消費者契約法10条によって無効になるという事例は幾つかあるかと思うのですけれども、そういう場合、個別具体的な事情からすれば、専属的合意管轄が消費者契約法10条によって無効になるということは、全くあり得るわけではないし、そのような結論が適正な事案というのものもあるかと思うのですけれども、差止請求で常に一般的に無効になるレベルなのかどうかというところは大変悩ましい問題があるように思いました。信義則の適用により個別具体的な事情を考慮するということがありますけれども、それが消費者契約法10条の良さかもしれないですが、適格消費者団体による差止請求の場合はちょっと判断方法が変わってくるのではないかと、そういうようなところが悩ましいかなと思いました。私の方からは以上になります。

○**座長** ありがとうございます。資料5について御質問や御意見がありましたら御発言ください。よろしくをお願いします。

沖野委員、よろしくをお願いします。

○**沖野委員** 今、悩ましいと思われるものを挙げて頂いたのですが、それを開陳してくださった趣旨といたしますか、それに対して、こういうふうを考えられるのではないかというようなことを応答することがこの場で求められているのでしょうか。もしそうした方が良ければ、こう考えられるのではないかとことを、二三申し上げることができるかと思っておりますけれども、時間の関係もありますので、今、御説明の全体としての趣旨がどういうことにあつたのかを確認させて頂ければと思います。

○**小田専門官** この検討会は、立法事実の整理という形になっていますので、事実を広く収集するということかもしれないですけれども、次のステージに向かう以上、もし御意見とかがあれば、今の委員の方の考え方は多少伺っておきたいというところですが、ただ、それは、取りまとめにおいて、その意見を取りまと

めるということではないのですけれども、この事例についてはこういう意見があるとかいう程度のことでも伺わせて頂けたらという趣旨でございます。

○座長 沖野委員、どうぞ。

○沖野委員 ありがとうございます。では、御説明頂いたうちの若干について感じたことを申し上げたいと思います。

一つ目の2頁の5番です。これは、契約自体は賃貸借契約だと理解をしているのですけれども、そうしますと使用収益させるという賃貸人側の債務の履行の問題だというふうに、そういうものとして理解してよろしいでしょうか。だとしますと、まさに、第三者が妨害しているということは、デフォルトとしてはまさに賃貸人が使用収益させる債務の内容として負うべき債務内容を一切関知しませんという形で制約しているということだと思いますので、既にデフォルトがあるところを言ってみれば、消費者の権利を制限し、事業者の義務を制限しているというものだと思います。その実現のためにどういうことをとれるかというのは、それぞれの場面によって、どのくらいのことできるかというのは変わってくると思いますけれども、この条項の前提となるのはそこではないでしょうか。では、具体的にどうしたら良いかというのは、義務の履行の具体的な方法の問題で、それはいろいろな方法が恐らくあるのだらうと思います。ここでは警察への連絡ということがありますけれども、誰が使っているのかということを確認し云々というような話は出てくるかと思いますが、それはここで立ち入る話ではないのかもかもしれません。

次のものと、4頁の14番がございます。その後の5頁の16番、20番についても共通する問題として出して頂きました。そこには、そもそもこれらが一体何を定めているのかがわからないという問題があり、それが非常に一般的に書かれている、極めて包括的に書かれているので、単純に、何ら権利を制限しているものではないのだと、確認的なもので、契約が成立しましたということを書いているだけの実質であるということなのか、それとも、一切できませんと定めることによって、まさに法律の規定によって要求される、あるいは与えられるような権利も含めて制約しているのかということ自体がはっきりしないという問題点を指摘されたと思います。逆に言うと、包括的過ぎるということであって、この問題は一方でそういう条項の解釈というものをどう行っていくのかとか、複数の可能性があるような場合にどういう形で解釈していくのかという問題や、その条項の内容についての受け止め方といいますか、その解釈自体についてどういうものを基準として考えていくのかを明らかにする必要をまさに感じさせます。あるいはとにかく極めて包括的に書いておけば、これは契約の拘束力についての規定だという趣旨であったとしても、実際はそうでないものについてまで、もうキャンセルはできないわけですから、何の解除権も行

使できませんという内容のものとして活用される可能性もありますので、そういう意味では内容の不透明さや書き方自体にも非常に問題があるものとして、捉えることができます。ここでは内容ごとにこういう取消権を制限する規定だから問題だという形で書かれていますけれども、指摘された一般論としては、むしろ抽象的に言えば、内容が不透明で過度に包括的であるというような条項自体の無効だとか契約の解釈だとか、そういうものにつながる意味での不当性というものも指摘される条項ではないかと伺っていて思いました。

6頁の21番の点でございます。ここでもこの条項自体がどうかということから、さらに一般論として個別契約において当該条項の効力が否定され得る場合の判断基準と、それを越えた差止の場合ですね、その差止の場合には一定の多数性ですとか、そういう要件もある中で、その判断基準が変わってくるのかというのは、どういうものを対象とするかというときのリストの在り方にも関わってくるかと思えます。個別に非常に不当性が問題となり得るようなものと、差止などの場合に対象となるものとのが、全く同じもので良いのかという、そういう問題提起だと思われまして、それ自体はまさに検討する必要があるのではないかと感じました。以上です。

○座長 ありがとうございます。よろしいですか。それでは、他に何かございますでしょうか。

それでは、ありがとうございます。

続きまして、資料6として配付されているとおり、今年の8月5日に、消費者契約法に関して、内閣総理大臣から消費者委員会に諮問がされました。この経緯や諮問の中身、今後の消費者契約法の見直しの動向等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○消費者制度課長 資料6でございます。先般、内閣総理大臣から消費者委員会の方に消費者契約法の見直しに関しまして諮問を行いましたので、委員の皆様方に御報告申し上げます。

中身は資料6に書いてあるとおりでありますけれども、「消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること」という内容でございます。

現在、この検討会で、いろいろと委員の皆様方から御意見を頂きながら、裁判例や苦情相談事例の収集分析等を行っているところでございますけれども、それを踏まえまして、次のステップとして、消費者委員会の方で消費者契約法の見直しに関する調査審議をお願いするという段取りでございます。今後の検討は、消費者委員会の方でまだ検討中というところでございますけれども、恐

らく専門調査会の立ち上げその他の対応がとられまして、しかるべき時期にはその検討が始まることになるのではないかと思います。その際、消費者庁といたしましては、消費者契約法の運用状況等に関する資料等の提出といった形で御協力をしていくということになろうかと思います。私の方からは以上でございます。

○座長 ありがとうございます。消費者委員会への諮問について何か御質問などがありましたら御発言ください。

よろしいでしょうか。

続きまして、今後の検討会の進め方、特に取りまとめの方法に関して、事務局より資料7が提出されており、沢田委員より委員提出資料2が提出されております。また、宮下委員より委員提出資料3、山本健司委員より委員提出資料4が提出されております。これらについて順次御説明をお願いいたします。

まずは事務局から資料7の説明をお願いいたします。

○宗宮専門官 資料7について御説明いたします。資料7は、本検討会の報告書の骨子の案、イメージを示すものになっております。

まず、報告書の全体の主な要素として1～6を挙げております。「1 本検討会の目的」、「2 事例収集の方法」、「3 論点項目における関連事例の整理」、「4 論点一覧・事例対応表」、「5 裁判例概要」、「6 相談等事例概要」、その他、参考資料ということを考えています。3～6につきましては、2頁以下で、イメージを持って頂きやすくするために少し具体的な記載案をお示ししています。あくまでもこれはイメージであるということに御留意頂きたく存じます。

さて、「1 本検討会の目的」についてですけれども、本検討会は、第1回検討会資料2等でもお示ししてまいりましたように、消費者契約法の見直しの本格的な検討の準備作業として、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実や論点の整理等を行うことを目的としており、改正の具体的な方向性を打ち出すことや論点の絞り込みは本検討会の次にある本格的な検討の場において議論されることを予定しています。また、本検討会が改正の具体的な方向性を打ち出す前の準備作業であるという意味で、本検討会で収集しているのは、立法事実となり得る事実、立法事実の候補となるような事実と言えますところ、このような事実として、関連事例を整理し、その考察結果を「3 論点項目における関連事例の整理」にまとめることを考えております。

具体的なイメージを2頁の第2に記載しておりますのでご覧ください。ここでは本検討会で収集した裁判例、相談事例、ADR事例などを各論点項目に対応させて整理したものを踏まえて考察した結果を記載することを考えています。また、本検討会において活発な御議論を頂いておりますところ、その中で出さ

れた意見については適宜言及していきたいと考えています。御意見の中には異なる方向性を示唆するものも含まれますけれども、それらについてはどちらか一方に寄るということではなく、淡々と議論状況を整理していくことを考えています。

3頁以下にお示ししている「(2) 検討会における議論状況」のイメージですけれども、箇条書き方式で記載しておりますが、実際の記載の方法は必ずしも箇条書きに限定するものではなく、よりの確にわかりやすい方法に適宜調整をしていきたいと思えます。また、今後、取りまとめに向けて報告書案を御提示することになりますけれども、その案を踏まえて補足的、追加的に御意見を頂くことも予定しております。

5頁です。「4 論点一覧・事例対応表」のイメージを載せており、本検討会において収集した事例について、関連する消費者契約法の論点項目に振り分けた表となります。その際、裁判例は裁判所による司法判断を踏まえるものであるのに対して、相談事例やADR事例などは司法判断を踏まえないもの、または一方当事者の主張によるものであるということから、同列に扱うのではなくて、裁判例とその他の事例とで表を分けて整理することが適当だろうと現時点では考えております。なお、論点項目についてですけれども、一定の事例の振り分けをしていく中で一定の類型化が図られそうなものにつきましては、小項目を設けて整理することとしたいと考えております。

9頁以下で第4、第5とありますが、9頁の第4で「5 裁判例概要のイメージ」、11頁の第5で「6 相談等事例概要」のイメージをお示ししております。資料7の説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。

続きまして、沢田委員より委員提出資料2の御説明をお願いいたします。

○沢田委員 機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。委員提出資料2としてお配り頂きました一枚紙をご覧頂ければと思います。

まさに今、御説明を頂きましたように、これまでの検討会で消費者契約法に関連するさまざまな参考事例が収集されて、論点項目ごとに事務局の方に御苦労を頂いて整理をして頂いているところかと思えます。何回か申し上げましたけれども、これらの事実が立法事実となり得るか否かというのはここで検討する話ではなく、先ほど御説明頂いたように、今後は消費者委員会で検討されるということかと思えますが、この報告書の取りまとめに際しては、今、御説明頂いた方向性に何ら異論があるわけではございませんけれども、さらに事例の分類なり整理の仕方に関して、できるだけ次の段階の検討に資するような情報の整理が望ましいということで御提案をさせていただきます。具体的には、各参考事例につきまして、次のような四分類を行ってみてはどうかというのが御提案

です。

まず、Aとして、順番はいつでも良いのですけれども、とりあえずAとしましたが、「現行法の下でも無効・取消等の主張が可能な事例」、つまり現行法で十分に救済が図られている事例というものがあるでしょうということで、ここに例として挙げたのは、弁護士会の、山本健司委員から前回御報告頂いた資料の中から取った事例です。例えば、79歳の独居老人が800万円で社債を買わされたといったようなケースは、現行の消費者契約法でも何らかの主張ができるでしょうし、民法の詐欺取消ですとか、金融商品取引法も適用できるかもしれませんし、いろいろな解決の方法があり、実際に解決されていると理解しています。

先ほど資料5で挙げて頂いた不当条項の差止事例に関しましても、基本的には現行法で主張が可能、ただ、当てはめの段階で非常に難しい判断が求められるという事例をたくさん御紹介頂いたという理解でおりますが、基本的には現在の10条なり、その解釈上のブレイクダウンで主張することが可能な類型ではないかと思っておりますので、A類型に入るのかなと。

Bですが、現行の消費者契約法でも主張はできるのだけれども、条文がどうも改善した方が良いという事例があったと思います。典型的には、9条1号の「平均的損害」のところがこれに当たるのかなと。立証責任云々でうまく救済が図られない、本来図られるべき救済が図られていないという事例を挙げて頂いたと思いますので、それがB。

Cは、現行の消費者契約法の要件には必ずしも合致はしないのだけれども、行政規制法には明らかに違反しているという事例があるかと思っております。例えば、これは御異論があるかもしれませんが、ネット上で100%儲かるとうたっている情報商材という例を挙げてみました。これは断定的判断の提供と見えますけれども、もしもこれがネット上だけに書いてあるのだとすれば、これは現在の解釈では「勧誘」には当たらないということかと思っております。この後いろいろやり取りをして、そこでも、儲かる、儲かるというやり取りがあれば、また別ですが、広告だけであれば、現行法では当たらないのかなと。ただし、こういう広告のあり方は明らかに景品表示法の不当表示に該当すると思っておりますので、そういう事例があるだろうということです。

Dは、現行の要件には合致しなくて、他の行政規制法や民法を含め、どれを取ってもどうもだめそうというもので、「状況の濫用」というのが、もしかするとこれに当たるのかなと思われました。

たこの分類は一例にすぎませんので、他にもいろいろな分類方法が考えられると思います。何を目的としているかということ、参考事例がたくさんあれば良いということではないと思っておりますので、立法事実になる可能性のある事例は何

かということはある程度絞り込んで、どういう種類の事例をベースに、今後法改正すべきかどうかの検討を行うのが良いかについて、この検討会で視点を提供しておくべきではないかという提案です。

この下は私の個人的な見解ですけれども、立法事実となり得るのは、この4分類の中ではBとDと考えられるのではないかと。Aは先ほど申しましたように、現行法で十分に救済が図られている例として、十分にというのは語弊があるかもしれませんが、現行法でも主張が可能な例として除外すべきと。先ほど特別法で救済されている例は割愛するというお話がありました。その流れでございます。

Cに関しましては、ここは価値観が入ってしまいますけれども、個別の救済よりも被害拡大防止に重点を置いた方が良いという観点からは、法執行をきちんとしてもらいたいということに主眼があります。個別の救済が図られるべきかどうかという点に関しては、議論の分かれるところだと思いますが、私は個人的には、同じ広告を見ても引っかけられないでちゃんと回避している消費者もいることを考えれば、何でもかんでも不当表示があれば、取消可能ということにはあまり賛成できないというのが個人的意見です。

C類型に限らず、全体を通じて、救済が難しくなっている理由が必ずしも消費者契約法の条文に問題があるからではなくて、例えば、典型的には事業者がどこにいるのかわからない。連絡先が不明でそもそも交渉にならないという理由から救済が難しくなっている事案も相当程度あると思います。特にインターネット関連は多いかと思いますが、海の向こうにいるとか、そういう理由で救済できないということもかなりあると思いますので、それに関しては消費者契約法を改正しても同じですから、これは立法事実にはなり得ないのではないかと。条文とは別の理由で解決できていないということかと思っておりますので、そういう事例もフラグを立てておく必要があるかなと思います。

そもそもの検討の趣旨の中に、情報技術の発展を踏まえ、といったことがありましたけれども、インターネットの普及は、新たな悪質事例、悪質商法の出現にも寄与していますが、同時に消費者をエンパワーするものでもあり、効果として挙げて良いと思います。情報はネット上にいろいろあり、多少正確性に疑問のあるものもあつたりしますが、簡単に集めてこられます。消費者が入手可能な情報量が飛躍的に増えて、商品知識や法知識を豊富に持っている消費者がいて、中小零細の事業者がその消費者の知識に追いついていけないという事例をたくさん見ております。また、交渉力の点に関しましても、ソーシャルメディアを活用して消費者同士が連携して事業者に対峙する。零細の事業者に対して、集団いじめのような感じで匿名の集団が責め立て、担当者が病気になってしまうといった事例も多く見えてきました。交渉力が逆転している例も多くあ

るといふことも御留意頂きたいと思ひます。

裏側です。このような環境変化も踏まえた上で具体的な法改正の検討を行う際には、こういった点に御留意頂きたいといふのを2点ほど挙げさせて頂きました。頂きたいといふても誰に言っているのかはよくわからないですが、消費者委員会に向けて言っているのでしょうか、とりあえず言ってみましたといふところなのですが、一つは、正常な取引に悪影響を与えてはいけないといふ視点でございます。前回か前々回か、消費者のうちでクレーマーが何パーセントかみたいな話が出ていたかと思ひますが、それと同じ理屈で言ひますと、消費者問題としてトラブルになっている取引が一定数あるとして、多分その100万倍くらいの数で健全な取引があるはずです。消費者契約法は一般的に係ってくるものですから、何の問題もない取引に関して、事業活動に悪影響を及ぼさないといふのは絶対条件かと思ひます。とは言へ、それを超える立法事実があれば、それはそれで検討可能、どちらをとるかといふことで、多少事業活動に影響を与えても立法事実として非常に重いものがあるのであれば優先されるべきかもしれませんが、立法事実として大したものがないのに、こういう規定にしておいた方が便利だからといふくらいの理由では、法改正を考えるべきではない。と思ひます。ここは意見でございます。

もう一つは、消費者のわがままとか身勝手な要求ですね。こういったものを正当化するおそれがあるてはいけない。これは相談現場で、消費者のわがままや身勝手な要求を日々見ている中で思うところでございます。時間があれば具体例も御紹介したいと思ひますけれども、あまりないでしょうから、とりあえず割愛しますが、こういう副作用的な事例も御紹介する機会を今後設けて頂けるとありがたいかなと思ひました。

「正常な取引に悪影響を与えないか」のもう一点です。「消費者が自主的・合理的に行動する努力義務」は消費者基本法7条に定められているものかと思ひますが、これに逆行するような効果を持つ制度設計にしてはならないといふことです。消費者の不注意を救済し過ぎてはいけない。自主的・合理的に行動する方向にインセンティブが働くような制度設計にすべきだと思ひます。消費者契約法が立法されたときの座長をされた落合誠一先生の講演資料だったかと思ひますけれども、2つある立法目的のもう一つは、市場メカニズムを促進する消費者政策にしていくのだといふご指摘がありました。市場メカニズムの促進は消費者の自由な選択を確保することだと理解します。当然ながら、自由な選択をするためには情報提供は非常に重要なわけですが、情報提供が十分にされて自ら選択した結果であれば、消費者は責任を持って引き受ける必要がある。自らの選択の結果であるにもかかわらず、救済といふのは言葉が変かもしれませんが、あまり簡単に契約したものを取り消せるといったことにならないよう

に、留意する必要があるかなと思います。

以上がお願いでございます。特にこれらの懸念事項につきましては、机上の論理ではなく、実務の実態を十分にお聞きとり頂いた上で御検討頂くよう、あわせてお願いしたいと思っております。以上です。

○座長 ありがとうございます。

続きまして、宮下委員より委員提出資料3の御説明をお願いいたします。

○宮下委員 機会を与えて頂き、ありがとうございます。私の方からは委員提出資料3ということで、改正を検討すべき点について提示させて頂いております。

まず、消費者契約法の改正の必要性ということでございますが、施行後13年を経て、既に御紹介が事務局からもありましたが、また、私の方からも説明させて頂きましたし、他の委員からも御説明がありましたように、さまざまな裁判例が既に公表等をされております。そういう中で、消費者契約法の要件が厳格なことから具体的な紛争解決に当たって、その要件が事実上緩和されているケース、あるいは逆に要件が厳格なことによって適用が困難となっているケースも複数存在しております。

先ほど事務局の御報告があった際に、私の方から質問をさせて頂きまして、沖野委員から適切な補足を頂いたかと思っておりますが、例えば、商品先物取引法も確かに損害賠償責任は定められておりますけれども、書面交付義務が217条であって、218条で書面の内容について説明することが求められているわけであって、それ以外のものについては説明を義務付けているものではございません。実際に書面は渡したけれども、その説明に当たって断定的判断の提供があったとか、そういうことで問題になっているケースがあったりするわけです。ただ、一方で、そういったことで消費者契約法とかが適用されるようなことになるかという点、なかなかそこは要件が厳格ですのでそうはならなくて、では、どうかという点、違法性があるということで不法行為の損害賠償責任は認められるというケースなども相当数あるわけです。そうすると、消費者契約法が本来適用される場面であるにもかかわらず適用がなされていないという場合は、やはりあるのではないかと思います。

ただ、一方で、今の沢田委員の御報告にも関連するのかもしれませんが、注意しておかなければいけないのは、そのような場合に民法上のさまざまな規定が適用しやすいかということ必ずしもそういうことではなくて、詐欺とか錯誤とかあるいは強迫とか、そういったものについては、従来から要件がなかなか厳格で適用しにくいという指摘があったかと思っておりますし、まさにそういうことが消費者契約法の制定ということに結びついてきたかと思っております。一方で、消費者契約法ではなかなか要件が厳格で救い切れないということで民法に戻っていくというような場面もあるわけで、そのあたりをもう少しきちんと精査をした

上で改正の必要性を考えていく必要があるのかと思います。

一方で、これは既に沖野委員からも山本敬三委員からも御指摘がありました。民法改正に当たっても消費者法に関連する部分については相当程度取り入れられなかったということになっておりますので、そうすると消費者契約法で対応していく部分が必要なのではないかと考えています。そうすると現行の消費者契約法を今このままで続けていって良いのかということになると必ずしもそうではないわけで、この点からも改正の必要性はあるのではないかと考えます。

その後の2頁以降の点については、私の報告でも幾つか御指摘させていただきましたし、また、他の委員の方からも御指摘頂きましたので、個別具体的には御指摘をすることはいたしません。時間の都合もありますので、ご覧頂ければと思いますが、とりあえずここでは、消費者契約法、現行法で対応し切れていない部分について幾つかの項目を挙げております。ただ、現行法でそもそも規定されておらず、これから対応すべきではないかという部分については、とりあえず除いてあります。現行法の解釈という方法では、なかなか対応し切れない部分がそこに記載されています。

幾つか具体例を申し上げたいところですが、時間の都合もありますので、ご覧頂くということにいたしまして、また今後この検討会の検討に当たって参考にして頂ければと思います。以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

続きまして、山本健司委員より委員提出資料4の御説明をお願いいたします。

○山本（健）委員 発言の機会を与えて頂きまして、ありがとうございます。この検討会の取りまとめに関する意見ということで、委員提出資料4の「第2」部分の御説明をさせて頂きたいと思います。あわせて今回頂戴しました資料7の報告書骨子に関する意見を述べさせて頂きたいと思います。加えて、ただいま御報告頂きました沢田委員の委員提出資料2、宮下委員の委員提出資料3に関するコメントも述べさせて頂きたいと思います。

まず、第1点目の委員提出資料4の「第2 本検討会のとりまとめに関する意見」の部分でございます。本検討会に位置付けにつきましては、第1回検討会において「消費者契約法の運用状況に関する検討会は、このような検討のための本格的な議論の準備作業として、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点の整理等を行うものである。」という御説明を頂戴いたしました。したがって、実体法改正の要否・内容に関する具体的な検討作業は次の本格的な議論でなされるべきもので、本検討会の役割は、その準備作業としての立法事実の把握や論点の整理等と理解しております。そうであれば、本検討

会の成果物としての報告書は、下記の①、②が記載の中心になるのではないか、個々の論点に関する法改正の要否・内容は次の本格的な議論で判断されるべきではないかと思料いたします。具体的には、1つ目は、「①論点の整理」、すなわち、法改正の必要があるという意見が存在する箇所、意見の内容、問題の所在、具体的には実体法改正が必要という主張がなされている理由の整理・紹介です。2つ目は、「②消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実」、すなわち、本検討会で報告された①のような法改正の必要性を基礎付ける事実関係（立法事実）であると主張されている紛争事例、裁判事例、和解事例、統計資料等の整理・紹介です。

上記2①の「論点の整理」、すなわち実体法改正の要否・内容を検討すべき論点の所在・内容については、本検討会において各委員から報告・指摘がなされているところですが、当職も第6回会議において「消費者契約法の問題点の実体法改正の方向性について」の本文第2～第24部分の各「現行法の問題点と見直しの方向性」欄において整理・報告させて頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

上記2②の「消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実」、すなわち法改正の必要性を基礎付ける事実関係（立法事実）であると主張されている紛争事例、裁判事例、和解事例、統計資料等につきましても、本検討会において各委員から報告・指摘がなされているところですが、当職も第6回検討会で既に報告させて頂いておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本検討会においては、実体法改正の要否・内容に関する本格的な議論を先取りした議論がなされている部分があります。例えば、クレーム増加を招くことが懸念される、行政規制が存在する分野の法改正は不要ではないか等の消極意見や、それらの意見内容に対する反対意見などでございます。これらの議論の存在や内容についても、本格的な議論の一助として、本検討会の報告書に記載頂くことは有益と思料いたします。しかしながら、上記の点に関する議論は本来的には次のステージで行なわれるべき議論内容であること、本検討会は報告書の本来的な記載必要事項は上記2の①②であることについては、明確に認識した上で取りまとめる必要があるのではないかと思料いたします。以上が取りまとめの方向性に関する意見でございます。

次に、具体的に今回頂戴いたしました資料7の報告書骨子に関する意見を述べさせて頂きたいと思料いたします。資料7の1頁目でございますけれども、本報告書の構成を拝見いたしますと、第1項・第2項部分は報告の前提に関する記載かと思料いたします。また、第4項から第6項部分は、収集した事案の列举と対応表ということですので、いわばデータベースのようなものと拝見いたしました。

すると、読み手が論点や問題状況の概要を把握しようとするれば、第3項部分を読むということなるかと思われま。

その第3項部分について今回、資料7の2～4頁目でイメージとして報告書の骨子を頂戴しております。この報告書骨子の第3項部分のイメージの記載につきましては、問題状況や被害実態に関する記載が薄いのではないかと思います。読み手から見れば、そもそもどうして法改正が必要という議論がなされているのか、具体的にどのような消費者被害があるのかという点が明らかではなく、議論の必要性やポイントがわかりにくい取りまとめになっているのではないかと思います。

議論の問題点や議論のポイントがわかりやすい報告書になるようにするためには、第3項部分について、まず第1に、なぜ論点になっているのか、どうして法改正が必要といった意見が出ているのかという当該論点に関する問題の所在を記載する必要があるのではないかと思います。

その上で、第2に、実際に消費者が困っているこんな問題事例が存在するという報告があったという調査結果を示す、具体的な被害事例、相談事例、統計資料、裁判事例を示すという流れではないかと思います。なお、判決にまで至っている事案は問題全体から見れば氷山の一角ですので、判決事案を紹介するだけでは不十分でしょうし、判決事案に注目し過ぎては全体を見誤るおそれがあるように思います。

その上で、第3に、当該議論に関する議論の内容を付記するのが良いのではないかと思います。その際に、債権法改正に関するパブリック・コメントについて法務省がある程度分類した上で紹介していたように、例えば、改正が必要という方向からの意見、改正が不要という報告からの意見、その他の意見といったふうに意見を分類して列挙すれば、議論の中身が読み手にわかりやすい報告書になるのではないかと思います。

加えて、具体例としてお示し頂いている消費者概念に関する取りまとめ例についてですけれども、いわゆる消費者概念に関する論点は、前回の報告でも少し紹介させて頂きましたように、収益マンションの不当販売など、勧誘時は消費者で、勧誘によって事業者になったというケースですとか、大学生のスポーツクラブチームの宿泊契約など、形式的には団体ながら実質的には多数の消費者と事業者との契約ではないかといったケースですとか、ホームページリースなど、事業者が事業の中で被害を受けた事案でなお消費者保護法を準用できないかといったケースなど、問題状況や考慮すべき理由がかなり異なるものが含まれております。これらの事例について、全部まとめて「消費者概念に関する問題」とすることには無理があるのではないかと思います。「実際にこういう問題状況があつて、これが論点になっている」ということについて、具体的な

問題事例ごとに要保護性や保護方法を検討できるよう、問題状況を分類する必要があるのではないかと、それぞれの事例について「実際にこういう相談事例がある、被害事例がある、裁判事例がある」といったような紹介をしないといけないのではないかと、全ての問題について並列に並べるとわかりにくいのではないかと思います。例えば、先ほど例示しました消費者概念が問題となっている3つの類型において、1つ目、2つ目の類型は要保護性があるということについてあまり問題がないのではないかと思います。あとは、保護の方法について、ガイドラインでするのか、どうするのかという議論になるのではないかと思います。これに対し、3つ目の類型については、ハードルが高い議論であり、いろいろなご意見があるのではないかと思います。以上が資料7に関する意見でございます。

続いて、沢田委員が御提出くださいました委員提出資料2に関する意見でございます。A～Dという分類につきましては、理論的には一つの視点であると思います。しかしながら、本検討会でこのような分類を行うことについては賛同いたしかねます。また、法改正の対象をB、Dに絞るというご意見には反対でございます。

まず、法改正の当否・内容の検討は次のステージで議論されるべき問題であり、本検討会で決めるべき問題ではないと思います。実際問題としても、各事例をどこに位置付けるかということになれば、それ自体で大きな議論になることが予想されるかと思います。

また、Aを除外すべきというご意見には賛同できません。民法の一般的な包括規定による個別救済しかなされていない消費者被害について、問題類型ごとに要件・効果を明確にして消費者契約法に規定することは、被害救済という観点からも、法適用の公平という観点からも、事業者への予見可能性という観点からも、意義深いものと考えます。

さらに、Cを除外すべきというご意見にも賛同いたしかねます。行政規制は個々の消費者の被害回復に直結しません。「このような不当勧誘行為は私法上も違法である」という規定や個々の被害者が被害回復できる法制度は、行政規制とは別に必要と思料いたします。

加えて、先ほども申し上げましたけれども、現時点において過度に論点を絞り込むことには反対でございます。民法改正論議においても、第1ステージで論点を絞り込むということはなかったと思います。「中間論点整理」では、第1ステージで議論された論点が幅広く紹介されていると思います。今回の取りまとめについても、そのようなスタンスで臨むべきではないかと思います。

なお、沢田委員の第2ステージでの議論においては反対利益に十分考慮した

議論が必要であるという御意見部分についてはごもっともなところであり、賛同いたします。

最後に、宮下委員からご提出がありました委員提出資料3については、御意見内容に賛成いたします。

以上です。

○**座長** ありがとうございます。それでは、事務局提出資料7、委員提出資料2、委員提出資料3及び委員提出資料4の意見も含め、今後の進め方について御議論頂けたらと思います。御意見のある方は御発言ください。

藤猪委員、お願いします。

○**藤猪委員** 御報告ありがとうございます。私からは委員提出資料2と資料7についてのコメントと質問を発言させていただきます。

まず委員提出資料2ですが、私はこちらに書かれたことに全面的に賛成です。加えまして、追加で二点コメントしておきたいと思います。1点目は、1頁目の一番下の段落に「ネットの普及に伴い、…」という記載がありまして、ここに関連して事業者から聞き及んでいる情報を、御参考にお伝えしたいと思います。例えば、化粧品業界ですと、いわゆるプロ消費者と呼ばれている人たちが昨今増えているということで、そういう方々がネットで知識を習得して、お客様相談センターに「ネットに書いてあることとはちょっと違うのではないか」といったクレームを言って相談員を困らせるという事例が多くなっているようです。家電ですと、ネットの中に商品ごとにスレッドが立ち上がり、そこで消費者同士が感想や意見をシェアして、消費者同士が連携してお客様センターに問い合わせをするということも聞いております。こうしたネット社会の影響についても御留意頂きたいと思います。

もう一点は、2頁目の2)の消費者の努力義務に逆行しないか、という点です。先日、国民生活センターの松本理事長が御講演で「事業者の情報提供は必要だが、事業者が出す情報を理解できるように消費者自身が賢くなることも必要である」といった御発言をされておりました。この点は、沢田委員の御意見にもあり、私も同感です。

続きまして、資料7です。事務局のお取りまとめをありがとうございます。三点質問と三点コメントさせていただきます。先に質問を申し上げます。

1点目の質問です。1頁目に「関連事例」と今回記載頂いたのですけれども、今後は「立法事実」ではなく「関連事例」という言葉を使うのでしょうか。

2点目の質問です。3～4頁でイメージをお示しいただいておりまして、今ここに書かれている内容ですと、必ずしもこれまでの意見が十分に反映されていないといった事項も出てくると思うのですが、それは次回の検討会で発言さ

せて頂ければ良いでしょうか。

3点目の質問は、これまでの検討会の中でさまざまな意見を発信してきたと思うのですが、3頁や4頁に書いて頂く意見については、これまで特に表明はしていなくても、この報告書を見て気づいた点など新たに追加で発信させて頂いても良いでしょうか。

続きまして、三点コメントです。1点目、5頁で先ほど宗宮専門官からも御説明があった点ですけれども、裁判外事例というのは具体的な事実関係や相談事例がどう終結したかという結果を公表しづらいということを以前お伺いしておりましたので、分類を分けることには賛成です。

2点目、同じく5頁の細かいところですが、イメージの下のところに表のタイトルを付けて頂いております、これまでの資料のタイトルのままだと思うのですが、この中に「分析」という言葉がありまして、今回は特に分析をしないというように記憶をしておりますので、例えば、「論点項目ごとの整理」だとか、そういった表の内容とタイトルが合致するような表現を御検討頂きたいと考えております。

最後に9～12頁ですが、この中に下線が引かれておまして、これまでの裁判事例や相談事例が載ってくるということは、下線を付けた主体者が異なってくるのではないかと。要は報告された方それぞれがポイントだと思って下線を引かれたところだと思いますので、この下線が何を意味しているのかといった御説明を報告書の中に加えて頂きたいと思っております。長くなりましたけれども、以上です。

○座長 事務局、お願いします。

○消費者制度課長 前半の三つの御質問の点でございます。まず、関連事例という言葉であります、立法事実という言葉が何を意味するのかということで、前々回くらいにいろいろと御議論がありましたので、立法事実という言葉の使い方には慎重であるべきだという御意見もあったかと思っておりますし、今日の例えば、沢田委員のペーパーもそういう観点の御意見かと承っておりますが、ここでは厳密に立法事実とは何ぞやという議論はあまり踏み込んでも生産的でないと思っておりますので、そういう言葉は使わずに関連する事実、消費者契約法の何条に関してはこういう裁判例がありますとか、関連する相談事例としてはこういうものがありますというような言葉で使わせて頂いております、それを踏まえて、さらに次のステップで具体的にどうするかを検討していくということで考えております。

2点目、3点目でありますけれども、資料7はたたき台のイメージをお示したにすぎませんので、全体像は次回の検討会の場において御議論頂きたいと思っております。事前に事務局から各委員の皆様方にはお送りするように努め

ますので、それをご覧頂いて、そこで御意見はぜひ頂ければと。その際に御意見として、これまでなかった御意見でももちろん言って頂いて、それを反映することは当然できると考えております。

○座長 他の点について、よろしく申し上げます。

○宗宮専門官 コメントに関連してですけれども、5頁のイメージのタイトルの「消費者契約法に係る裁判事例の収集及び分析」の「分析」に関しては、裁判例など様々な事例を見まして、それらが何の論点に関連するのか、その事例のどのあたりが関係するのかというのを整理してきたところであって、それは分析と評価しても良いかと考えていたのですが、用語の使い方に関しては検討したいと思います。

もう一つ、裁判事例や相談事例もそうですけれども、一部下線を引いている点についてですが、論点との関係で、場合によってはいろいろ長く書いてあるものもあるので、委員の方々の御報告等も踏まえて、ここあたりがポイントだと考えるところを事務局の方で引いております。ご指摘は、下線を引いていることの趣旨を明確にすべきだということだと理解しましたので、そのあたりも含めて、引き続き検討していきたいと思います。

○座長 事務局提出資料7につきましては、先ほど山本健司委員からも御意見あるいは御要望が出ておりますので、それについて何か事務局でコメントがありましたら、よろしくお願ひいたします。

○消費者制度課長 山本先生からの御意見は私の方でも検討いたしまして、できるだけわかりやすい形で工夫をしてみたいと思います。

○座長 それでは、事務局提出資料7、委員提出資料2、委員提出資料3及び委員提出資料4につきましては、他に何か御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

沖野委員、よろしくお願ひいたします。

○沖野委員 沢田委員、宮下委員、山本委員には、詳細に書面及び口頭で御意見を開陳してくださいまして、大変に考えさせられるところが多かったということで、まずはお礼を申し上げたいと思います。その上で若干のコメントをさせて頂きたいと思います。

まず、先ほど来、問題となっております立法事実あるいは関連事実という点についてです。今回の検討の中で明らかになってきましたように、立法事実として、どういう概念でそれをとらえるか自体が、人によって、あるいは場面によってかなり変わってきております。例えば、民法改正ですと情報提供義務についての規律は、結局、要綱仮案には設けられなかったわけです。ですから、民法改正は、その部分はされないわけですが、では、民法改正されないことによって、立法事実はなかったのかということ、これはやはりあったと思うわけで、

しかし、それは具体的に適切な規律を設けられるのかという判断の中で、議論はありますけれども、最終的には入れないというのが要綱仮案なものですから、そういうことを考えますと、立法事実というのは、その問題を検討すべき必要性というものがあるのかということにとらえるべきだと思います。それ自体も意見が分かれていますけれども、立法事実があるかないかということをして立法事実の概念が不明確なままで議論するというのは非生産的な感じがいたしますので、今のような形での取りまとめで結構だと思います。ただ、関連事例とだけ書かれますと、関連事例というとは何でも関連しそうだということがありますので、もし可能であれば、もともとの検討会の最初は立法事実の把握というところから始まっているのが、しかし、そういう表現はもう使わないのはこういう趣旨であるということで、関連事例はただ関連するということではなくて、これは山本健司委員の御説明にあり、あるいは意見書の中にありましたような消費者契約法において、その改正を検討する必要性を基礎付けるような事実関係と主張されているものですね。その主張の当否なり、最終的には必要性はあるけれども、やはり適切なルール化は難しいということで見送るということもあり得るわけですが、そういったものとして関連事例というのを使っていますというような説明があると、よりわかりやすいのではないかと思います。

2点目です。あくまで今回の検討会は本格的な議論の準備作業のためであるということは、この中で了解を得ています。しかし、本格的な作業に資するような観点が出されることはむしろ有益だと思われるので、それを報告書等に盛り込んでいくことは重要だと思います。しかし、何が主眼であるのかというのは、区別すべき必要があると思いますので、ここでは準備作業として要求されるところがまず主題である、その上で、今後の本格的な議論に向けて、こういったことはぜひ考慮すべきだということではいろいろな意見が出されたわけですので、それを書くという形にすべきではないかというのは、山本健司委員の御指摘のところですが、その点について、そのようなあり方の方が望ましいのではないかと思います。ですので、例えば、項目の中で資料7ですと、検討会の目的、事例収集の方法、関連事例の整理という形で報告書の骨格が示されているわけですが、あるいは「終わりに」のような形であるのか、「今後の本格的な議論に向けて」といったようなことで、その場合にはこういうことをぜひ考慮すべきだという意見が出された。そういうような項目を設けることも考えられるかと思いますが、各論点において出される部分はあるとは思いますが、より一般的な形で、今日、沢田委員が御指摘くださったようなこともあるかと思いますが、そういう項目を入れられるような項を何か付加しても良いのかなと思います。

個別の点につきましては、宮下委員、山本健司委員の御意見については個人

的にも賛成なのですから、沢田委員の御指摘については少し異なる考えを持っておりますものですから、やや重なる点もありますが、申し上げたいと思います。一例として、A、B、C、Dのように分けていくという御提案ですけれども、そういう情報提供が有用であるという面はあるとは思いますが、一つには、これを分けるというのはかなり困難な面があるのではないかと思います。と申しますのは、現行でも、裁判例はかなり工夫して90条などで対応しているというものもあれば、対応し切れなくなっているものもあって、これが山本委員のおっしゃった消費者間での公平というのを欠く結果になっているのではないかという問題や、あるいは予測可能性の点から、かえって問題ではないかというところにもつながっております。そうしたときに現行法の下でもといった場合に、例えば、民法90条等によっても対応できるのではないかということを抑えるとすると、対応しようと思ったら対応できるかもしれないけれども、それはそれなりの難しさもあるということだとすると、これをAと言って良いのかどうか自体が困難で、「状況の濫用」的なものも公序良俗でいけるという考え方もありますので、そうするとどれに当たるかを分類していくのはちょっと難しいのではないかと思います。

もう一つは、このうち立法事実となり得るのはBとDであって、Aは除外すべき、Cはむしろ別の形が望ましいという点でございますけれども、これは山本健司委員が既に御指摘になったところですが、そもそも民法でできるかということ自体が難しいようなものがAには入っているということがありますし、仮にできるといたしましても明確ではないわけです。裁判所まで行けば、あるいは無効とされるかもしれない。だけれども、消費者相談の現場あるいはADR的なものにおいて、規律として働くのかとか、あるいはこれからの自主的な取り組みとして、事業者、消費者双方の取り組みにおいて指針となるようなものが明らかにされるべきではないかという観点からしますと、Aだから除外すべきということにはならないだろうと思われま。また、Cにつきましても行政的な規律と私法上の効果は、いわば両輪で手に手を携えてあるべき社会を構築をしていくというものでございますし、実態といたしましても、例えば、各種の業法の中に私法上の規定がかなり入ってくるというのは、消費者法の中で見られることです。特商法ですとか、割賦販売法ですとか、もともとは業法から展開しているというのはありますので、一つの法律の中にさえ業法的な規制と私法的な効力の規定などが入ってくるということがございますので、ましてや消費者契約をめぐる規律全体を見たときに私法上のルール、消費者契約法の意味や役割ということを見ると、行政的な規律、行政的な規制法があって、それでやっているからというだけでは適切ではなく、むしろそういう視点も踏まえて、消費者契約法のあり方や規律を考えていくということになると思いま

す。単純にこれらの分類の中でAとCは除外すべきということだとしますと、それは適切ではないのではないかと考えます。以上です。

○座長 ありがとうございます。ただいまの沖野委員の御意見に関して事務局からは何かございますでしょうか。

では、沢田委員からはよろしいですか。

○沢田委員 コメントをどうもありがとうございました。先ほど山本健司委員からも御指摘がありました。AとCは除くとか、BとDだけが立法事実だとかいうのは全く私の個人的なたたき台としての意見にすぎませんので、それに関する御意見は皆様それぞれにあらうかと思えます。

申し上げたかったのは、一つ一つ完全に、これはAで、Bではないとか分けていくのは本当に大変なことだと思いますので、求めているのはそういうことではございませんで、むしろ考え方として、法改正の必要性を裏付ける事実となり得るかどうかに関しても、かなり性質が違う塊が存在するだろうと。本当は民法でもやろうと思えばできるのだけれども、苦勞するものとか、特別法で簡単にできてしまうものとか、そういうくくり方がある程度工夫して、どれがどれに当たるといふのを完全に分類するというよりは、そういう考え方のもとで今後検討を進めていくということを出していければ良いのではないかとこのことを申し上げたつもりです。

もう一点、先ほど藤猪委員から具体例のコメントを頂きまして、ありがとうございました。それに関連してですが、宮下委員にお尋ねしたかったのが、委員提出資料3の2頁目の具体的な改正を検討する必要があると思われる点の(2)の2つ目の○です。消費者の情報活用理解努力義務の削除が必要だといふのは、あまり今までの議論には出てこなかったような気もするのですが、これはどういう御趣旨でしょうか。

○宮下委員 どうもありがとうございます。今の御指摘については、情報活用理解努力義務といふのが、事業者の責任を認めながら、一方で過失相殺、消費者がそういう義務を果たしていないということを使われた事例があるということ念頭に置いたものです。これは消費者契約法適用前の事案ですけれども、事業者側の不法行為に基づく損害賠償責任が認められた判決でそういったものが認められた事案があるということです。確かに沢田委員も御指摘のように、消費者基本法7条にもそういった努力義務はあります。ただ、一方で、まずは事業者と消費者との間の格差の存在が消費者基本法も消費者契約法も前提になっています。その格差を埋めるために、消費者基本法では国や地方公共団体や事業者というものに責務を課して、そういう環境が整った上で情報を活用し理解をするために努力をするということが消費者に義務付けられているといふのが私の理解ですけれども、そういった環境が十分整っていない状況の中で、こ

うした規定だけが先に努力義務という形で残っているということ自体が果たして適切なかどうか、考える必要があります。もちろん全ての環境が整った上でこういった義務が入ってくるというのであれば、まだ検討の余地もあるかもしれないですけれども、現行法では、先に事業者の情報提供義務を課している関係で、要するにバランスをとるという観点から情報活用理解努力義務というものを課しているという面があると思いますが、それが果たして現行の法制度全体を見渡したときに適切なものかどうか、逆にこれが消費者にとって目の前の状況を解決するに当たって、マイナス面に働いている部分もあるのではないかということが、実際に裁判例とか、あるいは相談事例を見ていて思うものですから、それを削除することを検討してはどうかということです。あくまで削除することの検討材料となり得るのではないかという一つの論点提示でして、それについて検討して頂ければということです。

○座長 山本敬三委員、よろしくお願いします。

○山本（敬）委員 意見にわたることになってしまうかもしれませんが、沢田委員の提出された資料2の先ほどのA～Dの分類についての所感を述べさせて頂きたいと思います。これは、あくまでも一つのお考えということで、これ自体が御意見だろうと思います。それに対して感じましたのは、この御意見の基礎には、消費者契約法の位置付けが何か補充的なものであるという考え方が窺えるのではないかということです。つまり、他の法律等で既にカバーされているものについては、消費者契約法は特に何か追加して定める必要はない、ないしは少なくとも改正する必要はないという御意見のようにも見えました。違うかもしれませんが、それならば、また御意見を頂ければと思います。

それに対して、消費者契約法の位置付けとしては、条文数としてはかなり増えてきたとは言え、まだそれほど多くはないのですが、それでも消費者契約に関する私法上の規律に関する基本的な法律であるという性格を持つと言えるのではないかと思います。民法改正の議論の中では、結論として、民法がこの消費者契約法の役割を引き受けることは少なくとも当面はしないということがほぼ確定したのではないかと思います。ということは、消費者契約法の持つ、今申し上げた消費者私法の基本法という位置付けが今後も維持されるであろうし、そして、方向としては、この役割がさらに重視されるべきではないかと思います。それは何を意味するかと言いますと、ここでも議論がずっとされてきましたように、他の特別法、例えば特商法等との関係でも、消費者私法の基本法という消費者契約法の役割として、どのようなものをさらに充実させていくべきかという観点からの検討が必要であって、今まさにそれが求められているのではないかと思います。

そのような観点から見ますと、A～Dの分類自体がどうかという点をおくと

しましても、例えAであろうと、例えCであろうとも、今、申し上げたような消費者契約法の役割という観点から検討を重ねてみる必要があるのではないかと思います。論点から落とすというのではなくて、今後の消費者契約法の役割を見据えたときにどうあるべきかということ、AやCに当たるものを踏まえて検討していくことが必要ではないかということです。これはもちろん意見にすぎませんが、このような意見もあるということをご考慮して頂ければと思う次第です。

○座長 どうもありがとうございました。

よろしく申し上げます。

○消費者委員会（石戸谷委員長代理） オブザーバーですので、控えていたら良いかなと思ったら諮問が出ましたので、諮問を受けて、これの準備をしなければいけない立場ということですので、一言申し上げます。

この諮問に従って、消費者委員会の方で審議して答申をまとめなければいけないわけですが、この諮問の内容が資料6のとおり、大変幅広い検討が必要な中身になっておりまして、そのための立法事実といえますか、関連事実といえますか、収集とかその辺がこの検討会の役目になっていると思います。したがって、これだけ充実した審議をやって頂いておりますので、それを十分活用できるように取りまとめをお願いしたいと思います。つまり、一定の絞り込みをかけて、こういうものが立法事実だとか、あるいはこれは違うのではないかという形ではなく、やって頂ければと思います。

沢田委員の方から、A、B、C、Dという形で類型化のようなものが出ているわけですが、先ほど来、話が出ておりますとおり、例えば、Cの業法との関係とか、いわゆる総論的な論点としてはなり得るかもしれませんが、あらかじめ一定の価値観に従って、この段階でこれを落としてとかいうのは大変具合が良くないと考えております。これまでの立法の経緯を見ましても、消費者契約法の制定のときに、むしろこの辺は議論して解決済みの問題かなと思っただけですが、そうでもないのであれば、論点として提示をして頂くのは別に構わないのですが、現実に紛争になりますと、業法は業法で契約の効力と関係ないという主張が常に出てくるわけでありまして、そういうのがあって、業法だけでは解決できないので特商法の2004年改正で取消権とか民事効を入れてやってきているわけでありまして、そういうようなことを踏まえますと、業法があるから落とすというのは、ちょっと考えられない。

民法のその他の救済があるという点についても、例えば、過量販売解除権などは、わざわざ入れなくても民法的な解決は可能な場合もあるかもしれない。だけれども、立証負担が非常に重くて、解決がなかなか教室の理論的な部分でいくのと違う実務上の負担があるので、特商法で過量販売解除権というのを入

れているわけですし、そのような例は枚挙にいとまがない。例えば、金融で行きますと、金融商品販売法で説明義務を法定しているわけですが、それは民法で説明義務の判例法理があるわけですが、規範を明確化するというところで立法しているわけですし、民法で救済されているから立法事実がないということにはならないし、それは2006年の改正の場合も同じでありまして、断定的判断の提供を追加して金融商品販売法に入れたわけですが、断定的判断の提供で損害賠償というのは裁判例がたくさんあるわけでありまして、裁判例がたくさんあるから要らないという形になると、この改正については立法事実がなかったということになりそうなのですが、そういうことではないということがありまして、ここでいろいろな総論的な論点で決め打ちして、これを外すとかいうのは非常に具合が良くない。後半の本格検討の際にその点も含めて検討するというのは結構だと思いますけれども、この段階ではできるだけ、せつかく資料を収集して整理して頂いたものが幅広く活用できるようにお願いしたい。

そういう意味では、立法事実という言葉ではなくて、それに関連する事実ということで、立法事実の概念の確かに立法学の本などを見ますと、捉え方が若干ずつ微妙にニュアンスが違うということなので、紛らわしいので関連する事実ということで整理することについては賛成です。そういう意味を踏まえたすると、先ほど来、申し上げたような整理でぜひお願いしたいと思います。

○座長 ありがとうございます。それでは、何か他にございますでしょうか。

沢田委員、お願いします。

○沢田委員 何度もすみません。この分類もさることながら、それぞれの分類について、どう扱うべきだというのは私の意見にすぎませんので、そのとおりにいくとは思っていませんし、これも少し念頭に置いて頂ければ良いということですので、幅広くいろいろな事例を扱って頂くことに関しては別にそのまま良いと思います。

山本敬三委員から御指摘のありました点、消費者契約法は補完的なものだと思っているのではないかという御指摘でしたけれども、事業者と消費者との私法関係を定める基本的な法律だと思っています。悪質業者だけではない、一般の事業者にも一様に適用されるものなので、だからこそ、それなりの自制心というのか、いろいろな要件を設けて、ある程度ハードルを高く抑制的にしておく必要も、基本法だからこそあると思っています。悪質業者に対することであれば、むしろ特別法の方で狙い撃ちをするのが良いと思いますし、私法的効果が必要であれば、そちらの方に入れてもらえれば良いので、景品表示法の中に取消権がないのはどういう理由なのか、それはそれで理由があることだと思いますので、そちらにないからと言って、こちらで拾うというのも、どうかなと思うところでございます。

そういった他の法律との関係は、既に十分に整理済みなところ、私の勉強不足で十分に理解していないところもあるかと思えます。その後の状況変化もあると思えますが、立法当時いろいろ考えた上で今の消費者契約法ができているのだとすると、それなりにちゃんと良くできているのではないかなという気もするので、それを改正するということには、立法のときよりは重たい理由が必要なのかなという気がしております。

以上です。

○座長 ありがとうございます。それでは、他に何かございますでしょうか。

山本健司委員、よろしくお願いします。

○山本（健）委員 先ほど言い忘れたのですけれども、資料7という大変な作業を事務局の方々にやって頂きましたこと、また、これからもやって頂くことに関して、感謝を申し上げたいと思えます。

また、資料7に関して、先ほど来、沖野委員、宮下委員、山本敬三委員、石戸谷委員長代理から出されておりますご意見には、いずれも賛成でございます。

その上で1点、資料7の3頁について、他の法令との関係という点で、意見を補足させて頂きたいと思えます。先ほど消費者概念の論点においても問題となるケースは様々であるというお話をさせて頂いた際に、最後の類型としてご紹介させて頂きました「事業者が事業の中で被った被害になお消費者法の保護を及ぼすべきか」という問題事例に関しては、確かに消費者契約法の適用の有無だけを見れば、否定的に解している裁判例が多いのではないかと思います。しかしながら、特商法の適用について見れば、保護が及ぼされている裁判例が少なくないと思えます。同じ消費者保護法でありながら、特商法では保護が及んでいるにもかかわらず、消費者契約法では保護が及んでいない事例が少なくないという現状は、それ自体が一つの考えられなければいけない問題だと思います。消費者契約法の適用の有無に関する裁判例だけを見ていては、考察として不十分であるように思います。関連法との関係ということで1点補足させて頂きます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

山本敬三委員、よろしくお願いします。

○山本（敬）委員 次回出席できないと思えますので、意見に関わることを申し上げさせて頂ければと思えます。これは今後の検討を消費者委員会の方で頂けるということですが、その際にかなり大きな問題になると思えますので、考慮して頂きたいと思えます。

それはどういうことかと言いますと、先ほどの沢田委員あるいは藤猪委員の御発言の中にもありましたけれども、消費者のわがままと言いますか、身勝手

な要求を正当化することにならないかという点にかかわるものです。要するに、規定を置くと、それが濫用的に使われる可能性があるということが立法する際の問題として、よく指摘されます。民法改正でも、そのような御意見のためにコンセンサスが得られずに成案に至らなかったものも少なくありませんでした。

この点については、私は、二つの問題を区別すべきではないかということを経験強く思うようになりました。

一つは、仮に規定を置くとして、その内容あるいは規定の仕方が必ずしもその趣旨を適切に表すことができていない場合に、本来の意図していた趣旨を離れて、その規定が使われる可能性がある。それは、その規定の表現が十分に趣旨を明確に示すことができていないからである。この場合の濫用のおそれというのは、私は理由のあることだろうと思います。もちろん、そのようなことにならないように可能な限り要件を明確化するなり、あるいは趣旨を考慮できるような形で要件を定めるというような努力をしていくべきなのですが、それがどうしても難しい場合には、少なくとも当面は立法が難しいという結論に至るのも、理由のあることではないかと思います。

しかし、もう一つ、それと区別すべきなのは、規定の内容も正当であるし、趣旨を明確に表した規定の仕方もされているけれども、その規定があれば、その規定をおよそ正確に理解せずに自己の利益主張のために濫用的に使われるという可能性ですが、この可能性は常にあるだろうと思います。この可能性があるがゆえに、内容も正当だし、その趣旨も適切に表した条文にできているにもかかわらず立法できないというのは、やはりおかしいだろうと思います。

それは、そのような主張はまさしく濫用的な主張であって、認められるものではないということを知徹底する必要があるでしょうし、あるいはずっと御指摘されているような教育の必要性等もあるかもしれません。そういったことで対応しなければいけない問題であって、このような理由があるからと言って正当な立法が行われなくなることになると、それはまさしく立法事実もあり、一定の解決が必要な問題が結局放置されていくことになってしまいます。これは立法政策として極めてまずいだろうと思います。

ですので、この二つは区別して議論をしていくべきであるという意見があったということは、何らかの形でお伝えいただければと思う次第です。

○座長 どうもありがとうございました。他にございますでしょうか。

それでは、以上で本日予定していた議題については全て御議論頂きました。皆様、本日もどうもありがとうございました。

最後になりますが、このたび消費者庁において人事異動がございました。長官ですが、阿南前長官にかわって、新たに板東長官が着任されました。また、川口前審議官にかわって、新たに服部審議官が着任されました。服部審議官は

本日御出席頂いておりますので、一言御挨拶を頂けたらと思います。

○服部審議官 服部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は遅れてまいりまして、大変失礼いたしました。申し訳ございません。

本検討会につきましては、今までの議論を全て議事録で拝見させて頂きました。今日お話もございましたように、非常に充実した議論がなされていると私は認識させて頂いております。また、本日も活発な御議論を大変ありがとうございました。今後、取りまとめというところでございますが、次のステップをにらみつつ、御尽力頂ければ、大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長 どうもありがとうございました。さて、次回の検討会では、本日頂いた御意見を踏まえ、事務局から取りまとめの案をお示しし、これについて委員の皆様から御意見を頂けたらと思います。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○消費者制度課長 本日も活発な御議論を頂きまして、ありがとうございました。次回第8回検討会の開催でございますけれども、9月17日水曜日、来週でございます。時間は13時30分からを予定しております。会場等の詳細が決まりましたら、御連絡させて頂きます。事務局からは以上でございます。

○座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。第8回の検討会もよろしくお願いいたします。

(以上)